

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年6月16日

長野県知事 阿 部 守 一

記

1 入札の目的

工事の請負

2 工事名

令和7年度埋蔵文化財センター収蔵庫除却工事

3 工事箇所名

長野市篠ノ井布施高田

4 工事概要

埋蔵文化財センター収蔵庫の除却工事

木造 地上2階 197.09 m²

5 入札に参加するものに必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 「解体工事」について、長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち資格総合点数が739点以上であること。
- (3) 北信地区（長野及び北信地域振興局管内）に本店を有していること。
- (4) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号第28条第3項の規定により営業停止の処分を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 長野県において滞納している県税等徴収金がないこと。
- (8) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (9) 主任技術者として、解体工事施工技士又は登録解体基幹技能者の資格を有する者を配置できること。

注）長野県が発注する建設工事に共通して必要な資格については、入札説明書に記載してあります。

6 工期

工事開始日から約 120 日間

7 支払条件

(1) 前金払

原則として「1 件の請負代金額が 100 万円以上の工事等」について、請負代金額（債務負担行為に係る契約の場合には、当該会計年度の出来高予定額）の 6 割の範囲内で中間前払金を含む前金払をする。

(2) 部分払

原則として、「1 件の請負代金額が 50 万円以上の工事等」について、財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号）の規定による範囲内で部分払いする。

8 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書（案）、設計図書及び入札説明書を令和 7 年 6 月 16 日（月）から令和 7 年 7 月 1 日（火）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで次の場所において縦覧に供します。また、長野県公式ホームページ（<https://www.pref.nagano.lg.jp/bunkashinko/maibuncenterkaisyu.html>）に掲載します。

長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県県民文化部文化振興課

電話 026 (235) 7382

9 質問及び回答

設計図書等について質問がある場合は、以下に示す期間においてファクシミリあるいは電子メールにより、質問書を提出することができるものとします。

ア 提出期限：令和 7 年 6 月 20 日（金）午後 5 時

イ 提出先：長野県県民文化部文化振興課

ファクシミリ：026 (235) 7284

電子メール：bunkashinkou@pref.nagano.lg.jp

当該質問に対する回答は、長野県公式ホームページに掲載します。質問内容によりホームページへの掲載に日数がかかる場合がありますが、最終回答期限までには必ず回答します。質問回答において積算に関わる事項をお知らせすることがありますので、回答掲載期限までの質問回答を御承知の上で入札を行ってください。

ウ 回答期限：令和 7 年 6 月 24 日（火）

10 現場説明日時

行いません。

11 入札手続等

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

令和7年7月2日（水）午後3時 長野県庁西庁舎1階 入札室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和7年6月26日（木）午後5時までに上記8の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務処理要領（平成13年5月8日付け13監技第47号）第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事として、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

(6) 入札保証金

納付を免除します。ただし、次に該当する場合は見積もった総額（消費税及び地方消費税を含む金額）の100分の5に相当する金額を納付しなければなりません。

ア 落札者として決定された者が、契約を締結しないとき

イ 低入札価格調査に係る調査書類等、発注者が求める入札条件を確認する書類を提出しなかったとき

ウ やむを得ない事情と発注機関が認める辞退による場合を除き、契約締結にいたらなかったとき

(7) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込をした者を落札者として決定します。

12 債務負担行為

なし

13 その他

(1) 詳細は、入札説明書によります。

(2) 県では、週休2日工事を積極的に推進しています。詳細については、「長野県建築工事における週休

2 日工事実施要領」をご覧ください。

- (3) 県では、建築現場を働きやすい環境とする取組の一環として「快適トイレ」の設置を推進しています。詳細については、「建築工事における「快適トイレ」設置の試行要領」をご覧ください。
- (4) 本件は、「長野県建築工事における 週休 2 日工事実施要領」に基づき、経費を補正しています。
- (5) 開札状況及び入札結果は、長野県公式ホームページに掲載するとともに、発注機関において閲覧により公表します。
- (6) 入札公告している設計図書等（閲覧設計書、現場説明事項・施工条件明示書〈特記仕様書を含む〉・指導事項、設計図面）について、設計図書等間に食い違いがあった場合、入札見積りに関しての優先順位は、案件ごとの公告文等に特別な記載がある場合を除き、次に記すものを原則とします。なお疑義がある場合は、入札者は質問期間中に質問を提議し、発注者から回答を得るものとしてください。

【食い違いがあった場合の優先順位】

- 1 質問回答
- 2 施工条件明示書（特記仕様書を含む。）・指導事項
- 3 閲覧設計書
- 4 設計図面

（※質問期間中以外の質問及び意見について公告内容に反映させることは、入札の公平性を保つため原則として行わないこととしますのでご留意願います。）

文化振興課
